十条―第七十六条」に、「第八十四条―第八十八条」を「第七十七条―第八十五条」に、「第六章　沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条―第九十四条）」を「第六章　沖縄の均衡ある発展のための特別措置　第一節　北部地域及び離島の地域の振興（第八十六条―第八十九条）」に、「第九十五条―第百四条」を「第九十三条」に、「第百五条―第百十条」を「第九十四条―第百二条」に、「第百十一条・第百十二条」を「第百三条・第百四条」に、「第百十三条―第百十六条」を「第百五条―第百八条」に改める。

第三条第十号中「産業高度化（」の下に「高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により」を加え、「以下同じ。）又は」を「第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）又は」に、「鉱工業品又は」を「鉱工業品若しくは」に改め、「活用」の下に「又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。）の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入」を加え、「以下同じ。）に」を「第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）に」に改める。

第三条の二第三項及び第四条第四項中「平成二十四年度」を「令和四年度」に改める。

第六条第一項中「沖縄県知事は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

四　前号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果

五　第七条の二第一項に規定する観光地形成促進措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「よう努める」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第七条の二　提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置（以下この款において「観光地形成促進措置」という。）を実施する者は、提出観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下この条において「観光地形成促進措置実施計画」という。）を作成し、当該観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2　観光地形成促進措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　観光地形成促進措置により達成しようとする目標

二　観光地形成促進措置の内容及び実施期間

三　観光地形成促進措置の実施体制

四　観光地形成促進措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　観光地形成促進措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光地形成促進措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　提出観光地形成促進計画に適合するものであること。

二　観光地形成促進措置を実施することが当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進を図るために有効かつ適切なものであること。

三　観光地形成促進措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5　沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の概要を公表するものとする。

6　第四項の認定を受けた者（以下この款において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る観光地形成促進措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8　沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る観光地形成促進措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この款において「認定観光地形成促進措置実施計画」という。）に従って観光地形成促進措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9　沖縄県知事は、認定観光地形成促進措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定観光地形成促進措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10　沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況の報告）

第七条の三　認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第七条の四　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この章において「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この章において「無担保保険」という。）の保険関係であって、観光地形成促進関連保証（同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、認定観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証（以下「観光地形成促進関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保険価額の合計額が	観光地形成促進関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	観光地形成促進関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、観光地形成促進関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。